

経常建設共同企業体（JV）における
入札参加資格審査申請の手引き

（建設工事）

令和4・5年度追加認定分
（令和5年10月2日認定）

宮崎県県土整備部管理課

I 提出手続等について

1 資格認定日

令和5年10月1日

2 有効期間

令和5年10月1日～令和6年3月31日（6か月間）

3 受付期間及び受付場所

受付期間：令和5年7月18日（火）から令和5年7月31日（月）まで

受付場所：県土整備部管理課建設業審査担当（宮崎県庁防災庁舎9階）

（受付場所）〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

4 今回の経常建設共同企業体（経常JV）認定の取扱いについて

(1) 認定業種

土木一式及び建築一式の2業種のみ

(2) 同時登録の制限

令和4・5年度の入札参加資格認定においても、引き続き、同一の工事業種において、単体企業と当該企業を構成員とする経常JVの同時登録を認めないものとする。

経常JVで申請した業種については、単体企業として申請することはできない。

ただし、経常JVとしての登録を希望しない業種については、単体企業としての登録が可能。

(3) 経常JVで登録できる者の要件

① 県税、消費税及び地方消費税に未納がないこと。

② 社会保険（健康保険・厚生年金）に加入しており、未納がないこと。（加入義務のない者を除く。）

③ 雇用保険に加入しており、未納がないこと。（加入義務のない者を除く。）

④ 対象業種について、建設業許可を取得してから5年以上が経過していること。

⑤ 対象業種について、単体企業又は経常JVとして令和2・3年度及び令和4・5年度に資格の登録があること。

⑥ 県内に建設業法上の営業所のうち、本店を有すること。

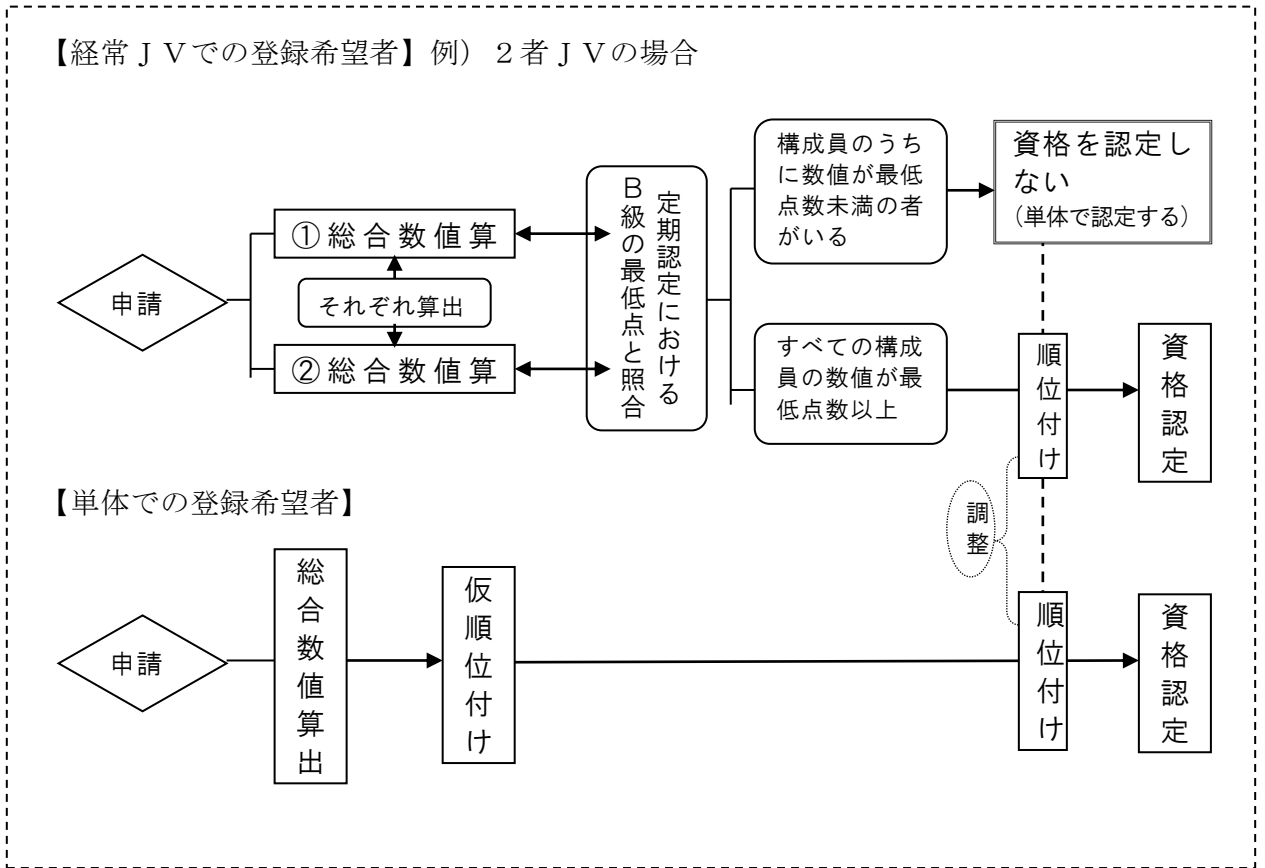
⑦ すべての構成員の総合数値が、単体企業での登録希望者の格付におけるB級の最下位者の総合数値を下回らないこと。

※解説

経常JVの格付にあたっては、まず、各構成員単体での総合数値を算出する。

その総合数値が、経常JVでの登録を希望しない（単体）企業間における順位付けの結果、定期認定におけるB級になる者のうち、順位が最下位の者の総合数値を1者でも下回った場合には、JVでの登録を認めないこととする。

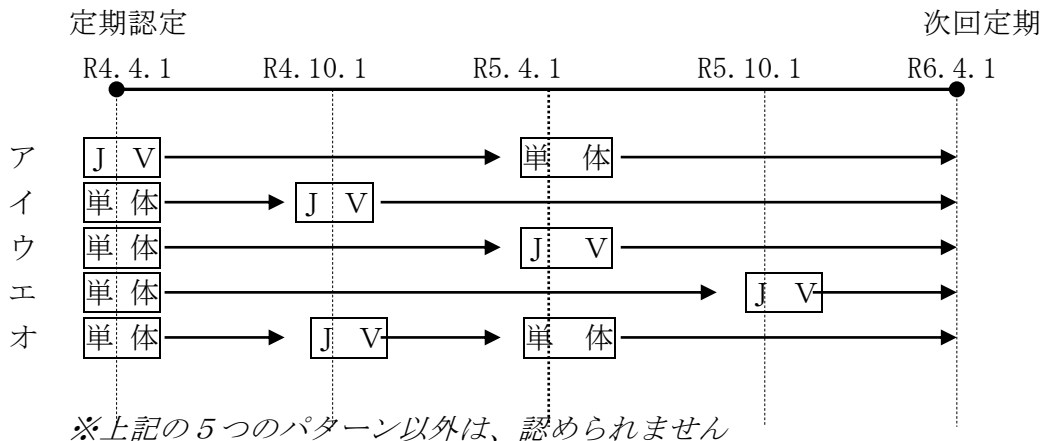
（この場合、単体企業として格付の枠組みに組み込んで、単体企業として格付を行うこととする。）



(4) 注意事項

- ① 原則として、有資格認定中の構成員の組み替え、JVから単体への登録変更を認めない。ただし、「パートナーの倒産・廃業の場合」及び「令和5年4月1日の追加認定時」にのみ、JVを解消した上で単体への登録を認める。(表1を参照)
- ② 格付は、経常JVを1つの企業体と捉え、単体での登録希望業者と同じ枠内で行う。例えば、土木一式の特Aの場合は、特A業者の規定数50者の枠内に組み込まれることになる。
- ③ 経常JV申請による経営事項評価数値の加算は、構成員による合併計画を明らかにした書面(具体的には次回の定期認定を行う年の2月28日までに合併契約を締結する旨が記載されたもの)の提出が必要となる。この書面の提出がない場合には、加算は行わない。なお、次回(R6・7認定)の定期認定時に同じ経常JVで提出があった場合で、提出書面のおり合併契約が締結されていなかった場合には、次回認定での加算は行わない。また、他の新たな構成員とともに新たな経常JVとして申請がなされた場合も加算は行わない。

(表1：経常JV認定のパターン)



5 経常建設共同企業体（経常JV）の格付けの方法について

(1) 総合数値の算出

経常JVでの審査項目は、単体企業の場合と同一であり、経営事項評価数値と技術等評価数値の合計により総合数値を算出する。具体的には、次の方法によりそれぞれの数値を算定する。

① 経営事項評価数値の算定

各構成員が受けている総合評定値（経審結果通知におけるP点）のうち、

令和4年2月1日から令和5年1月31日までの間に審査基準日が含まれるもの

について、下表の基準により算定した経常JVの総合評定値を算出し、その値に10%を加算（100点を上限）したものを経常JVにおける経営事項評価数値とする。（小数点未満切り捨て）

項 目		経常JVにおける取扱い
経営規模 (X)	建設工事の種類別年間平均完成工事高	構成員の完成工事高の合計
	審査基準日における自己資本の額	構成員の自己資本額（2期平均を選択した場合は平均自己資本額）の合計
	利払前税引前償却前利益額	構成員の利益額の合計
経営状況（Y）		構成員の経営状況評点（Y点）の平均
技術力（Z）		構成員の技術職員数の合計 構成員の元請完成工事高の合計
その他審査項目（W）		その他の審査項目の評点（W点）の平均

（※平均の項目については小数点切り上げ）

② 技術等評価数値の算定

下表の基準により算定する。

項 目	経常JVにおける取扱い
県工事の工事成績	構成員の工事成績評定点の合計
技術者の在籍状況	構成員の技術者数の合計
エコアクション2.1	構成員の認定数の平均
研修会等の受講	構成員の受講実績の合計
建設業労働災害防止協会への加入状況	構成員の加入状況の平均
若年者（35歳以下）の雇用状況	構成員の若年者の雇用状況の平均
障がい者の雇用状況	構成員の期間ごとの雇用数の合計
表彰受賞経歴	構成員表彰回数
県発注工事における週休2日工事实績	構成員の週休2日工事实績状況の平均
育児・介護休業制度の確立状況	構成員の確立状況の平均
建設キャリアアップシステムの導入状況	構成員の導入状況の平均
地域貢献	構成員の加点点数の合計
不当要求防止責任者講習の受講	構成員の講習受講状況の平均
県の入札参加資格停止歴	構成員の入札参加資格停止月数の合計
法に基づく監督処分等歴	構成員の処分等回数
資格取消等	構成員の該当数の合計

（※平均の項目については小数点切り上げ）

(2) 等級要件

上記(1)の①及び②により算出された総合数値に次の要件を加味し、格付けする。

ア 特定建設業許可要件

土木一式においては特A級に、建築一式においては特A及びA級に格付されるためには、令和5年2月28日の時点で、構成員のすべてが該当業種に係る特定建設業の許可を有していることが必要。

イ 技術者要件

經常JVの有資格技術者数（構成員の合計。令和4年9月30日時点で各構成員の従業員として3か月以上継続して在籍していることが必要）が、次の要件を満たしていることが必要である。

	特A	A
土木一式	7名以上 (うち1級相当が4名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)
建築一式	5名以上 (うち1級相当が2名以上)	3名以上 (うち1級相当が1名以上)

【参考：有資格技術者】

	土木一式	建築一式
1級相当	1級土木施工管理技士	1級建築施工管理技士
	1級建設機械施工管理技士 技術士	1級建築士
2級相当	1級土木施工管理技士補	1級建築施工管理技士補
	1級建設機械施工管理技士補	
	2級土木施工管理技士(土木)	2級建築施工管理技士(建築)
	2級建設機械施工管理技士(第1～6種)	2級建築士

※継続雇用の状況は、健康保険への加入状況等により確認する。

ウ 完工高要件

構成員の中に、経営事項評価数値（経審結果）のうち当該業種の完成工事高が“0円”である者がいる場合、最下級（B級）に格付けする。

エ 昇級要件

各構成員が、認定の際に単体企業として算出された等級区分のうち、最も上位に格付けられた等級の1等級上位までしか昇級を行わない。

例) B・Bの組み合わせは特Aにはならない

	R4・5年度の単体としての等級	今回の經常JVとしての等級
構成員A	B級	A又はBにしか格付けされない
構成員B	B級	

また、令和3年3月1日～令和5年2月28日までの間に、構成員の中に、建設業法に基づく監督処分通知を受けた者がある場合は、各構成員が、企業単体として現在有する等級区分のうち、最も上位に格付けされた等級以上には昇級させない。

(3) その他

単体企業での資格申請において、加点項目とされていた「合併加算」は、經常JVにおいては適用しない。

6 提出書類について

① 入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体用）

+

② 入札参加資格審査申請書（建設工事）の写し ※構成員それぞれに添付

+

③ 経常建設共同企業体協定書

+

④ 合併計画書

※ ②の様式は、各構成員が企業単体で申請した「入札参加資格申請書（建設工事）」の表紙の写し（土木事務所の受付印のあるもの）を添付すること。

※ ④の様式は任意である。

なお、当該計画書はあくまで加算を受けるために提出を求める計画書であって、実際の合併方法や期日を拘束するものではない。また、前述の4-(4)-③の注意事項を確認すること。

※ 申請後、認定の通知を受けた経常JVは、速やかに当該経常JVの主たる営業所について任意様式により届け出ること。

7 業態調書（資本関係・人的関係にある企業情報に関する調書）

本県では、資本関係又は人的関係がある複数の者について、同一入札への参加を制限しており、資本関係又は人的関係がある者の有無を把握するため、資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、業態調書を提出してください。

資本関係・人的関係の基準は、以下の(1)から(3)のとおりです。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※ ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

【親会社・子会社の定義】

親会社	会社等が株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等（会社法第2条第4号の規定による親会社。ただし、同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。）
子会社	会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等（会社法第2条第3号の規定による子会社。ただし、同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。）

※会社等…会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体（会社法施行規則第2条第3項第2号）

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※ ただし、①については、会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

【役員 の 定義】

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更正法又は民事再生法の規定により選任された管財人
- ④ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

※ 「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しない。

- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
上記(1)又は(1)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

■ 業態調書の記入方法

- ・ 業態調書の提出日時点での資本関係・人的関係の状況について記入してください。
- ・ 上記2「資本関係・人的関係の基準」のいずれかに該当する者がある場合は、「該当あり」の□に「レ」を記入の上、必要事項を記入してください。いずれの基準にも該当しない場合は、「該当なし」の□に「レ」を記入してください。
- ・ 宮崎県が発注する建設工事、測量、建設コンサルタント等の入札参加資格審査を申請する者又は入札参加資格を有する者について記入してください（申請者と資本関係又は人的関係がある者であっても、その者が宮崎県の入札参加資格審査を申請しない、又は入札参加資格を有しない場合は、記入は不要です。）。

① 「1 資本関係がある者」欄について

- ・ 申請者が「親会社」、「子会社」又は「親会社を同じくする他の者」を有する場合に記入してください。
- ・ 「親会社」欄には、申請者の親会社について、「子会社」欄には、申請者の子会社について、「親会社を同じくする他の者」欄には、申請者と親会社を同じくする他の者について記入してください。

② 「2 人的関係がある者」欄について

- ・ 申請者の役員が、他の会社の役員を兼ねている場合に記入してください。

■ 記入上の注意

- ・ 資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、業態調書を必ず提出してください。
- ・ 業態調書に虚偽の記載や、記載すべき事項の記載をしていなかった場合には、入札参加資格停止の対象となりますので、記載誤りや記載漏れがないよう確認の上、提出してください。
- ・ 業態調書の提出後に資本関係又は人的関係に変更があった場合は、変更後の内容について業態調書を作成の上、変更の事実が発生した日から2週間以内に宮崎県管理課に提出してください。

8 提出部数

正 本 1部

副 本 1部（副本は受付後に返却する。正本一式のコピーで可。）

9 提出方法

受付場所へ持参又は郵送してください。

※持参の場合は受付場所の開庁日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(受付場所) 宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当 〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

郵送の場合の留意事項

- (1) 封筒の表面に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きの上、一般書留等、記録が残る配達方法により送付してください。
- (2) 上記「6 提出部数」の部数(正本1部、副本1部)を送付し、受付後の副本返送用の封筒を同封してください。(返信用封筒には、返送用切手(副本の返送が可能な金額)を貼付してください。当方では郵送料は負担しません。)
- (3) 上記「3 受付期間及び受付場所」の受付期間中に送付してください。(受付期間中の消印があるもののみを有効とします。)
- (4) 書類不備等により入札参加資格の認定を受けられない場合があるので、郵送の際は、提出書類に漏れがないよう御注意ください。

10 その他

- (1) 提出書類のうち、宮崎県で独自に様式を定めているものについては、県が示した様式を使用すること。指定様式以外を提出した場合は書類不備として取り扱うので注意してください。
なお、様式は宮崎県ホームページからダウンロードできます。
- (2) 会社パンフレットなど、必要提出書類以外の書類は提出しないでください。
- (3) 提出書類に記載された内容に明らかな誤りがある場合等、申請者に通知せず、職権で書類の訂正を行うことがあります。

11 問合せ先

宮崎県県土整備部管理課建設業審査担当 電話番号 0985-26-7176

入札参加資格審査申請書（経常建設共同企業体用）

令和 年 月 日

所在地は代表構成員の所在地、
代表者氏名は代表構成員の代表者氏名を記入
すること。

所在地 宮崎市橋通東2-10-1
経常建設共同企業体の名称 宮崎・都城経常建設共同企業体
代表者氏名 宮崎 太郎

宮崎県で行われる建設工事に係る競争入札に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 対象年度 令和 0 4 ・ 0 5 年度 作成例のとおり記入すること。

2 経常建設共同企業体の名称 宮崎・都城経常建設共同企業体 名称は、末尾に「経常建設共同企業体」を付けること。
また、よみがなは「・」等を省略し、「経常建設共同企業体」を除く
よみがなを全角で記入すること。

3 構成員の商号又は名称等 代表構成員 宮崎建設(株) 構成員の名称のみを記入すること。

H28・29年度またはH30・31年度の入札参加
資格審査結果通知書の右下に記載された業者
コードを記入すること。
業者コード 0 0 0 0 1 等級区分 土木一式工事 A 建築一式工事 B
員 (有) 都城工業

JVの代表構成員が電子認
証カードを保有している場合
のみ「あり」に○印を記入す

業者コード 0 0 0 0 2 等級区分 土木一式工事 A 建築一式工事 B
第3構成員 構成員が3社であるときは、第3構成員まで記入すること。
業者コード 等級区分 土木一式工事 建築一式工事

4 施工方式 甲型(分割施工方式) 乙型(分割施工方式) 甲型・乙型の両方 (該当する項目に○印を記入すること。)

5 代表構成員の電話番号 0 9 8 5 2 6 - 7 1 7 6 FAX番号 0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 1 2 (市外局番及び局番の間はハイフンで区切ること。)

Eメールアドレス miyazaki-sensetsu@mail.com 代表構成員がEメールアドレスを持っているときのみ記入すること。

6 電子入札に参加するための電子認証カードの保有の有無 あり なし (該当する区分に○印を記入すること。)

7 建設工事の種類 土木一式工事 建築一式工事 (競争入札への参加を希望する建設工事の種類に○印を記入すること。)

8 特定建設業許可の有無 土木一式工事 あり なし 建築一式工事 あり なし 経常建設共同企業体協定書第4条に記載した経常建設共同企業体
の成立日を記入すること。
(構成員のうちいずれかが特定建設業の許可を受けているときは「あり」に、すべての構成員が一般建設業の許可を受けているときは「なし」に○印を記入すること。)

9 経常建設共同企業体の結成年月日 令和 0 4 年 0 4 月 0 1 日

申請書作成担当者 部署等 宮崎建設(株) 総務部 氏名 宮崎 花子 連絡先(電話番号) 0985-26-7176

申請書の内容を把握している担当者の氏名及び連絡先(直通の電話番号等)を記入すること。
また、行政書士が作成を代行したときは、当該行政書士の氏名及び連絡先を記入し、行政書士印を押印
すること。

(合併計画書の例)

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

経常建設共同企業体名
構成員
(名称)
(役職)(氏名)
(名称)
(役職)(氏名)

合併の計画について

このたび令和4・5年度入札参加資格の申請にあたり、下記のとおり合併する計画をしておりますので、申し出ます。

記

- 1 合併の方法
(合併形態、存続及び消滅会社名等を記載)
- 2 合併の目的・理由
- 3 合併の計画
(内容及び合併契約締結予定日等を記載)